

CBM 規約

第1条（目的）

本スクールは、サッカーを通じての基本技術の習得と、会員相互の交流を深めることを目的とする。

第2条（入会資格）

小学1年生から小学6年生までを対象とする。入会に際しては本規約に同意し、保護者の承認を得たうえで入会届を提出しなければならない。

第3条（保険）

入会と同時に、スポーツ安全保険に必ず各自加入するものとする。活動中の事故・怪我等についての保証は、当該保険の保証範囲内とする。

第4条（会費の支払い）

1. 会員は、月会費を毎月末日までに支払うものとする。
2. 一旦納入された費用は、理由の如何を問わず返還しない。
3. 月会費を2ヶ月以上滞納した場合は、会員資格を喪失し、滞納分は支払うものとする。

第5条（曜日変更・退会）

1. 公式LINEへ連絡し、空き状況により変更可能とする。
2. 退会を希望する月の前月末日までに公式LINEへ連絡し、スクールの承認を得るものとする。

第6条（振替・休会）

1. 定員制で席の確保観点から自己都合での振替・休会は認めない。
2. 原則として休会制度は設けない。ただし、怪我や病気等で2ヶ月以上の長期欠席となる場合に限り、公式LINEにて事前に相談・承認された場合のみ認めるものとする。

第7条（広報）

活動中に撮影したものは、スクールの普及・広報活動を目的として、公式ホームページやSNS等に掲載する場合がある。

第8条（免責事項）

1. 会員は規約およびスタッフの指示に従い、自己責任において行動すること。
2. 活動中の盗難、負傷、その他の事故について、クラブおよびスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

2026.4.1 CBM 代表 久次米康弘